

保安検査基準日について

一般則及びLP則が改正され、同規則の適用を受ける事業者が平成29年4月1日以降に保安検査を受検する場合は、基準日の前後1か月に保安検査を実施すれば、基準日に保安検査を実施したと見なすことになりました。

また、保安検査証の保安検査年月日欄の記載も、基準日（見なし保安検査年月日）を記載することになりました。

東京都では、別紙のとおり本制度を運用することとしましたのでお知らせします。

なお、指定保安検査機関で保安検査を受検する場合は、本制度の運用が異なる場合がありますので御注意願います。

一般則及びLP則の改正に伴う運用の変更(保安検査関係)

改正規則施行日:平成29年4月1日(運用変更日:平成30年1月1日)

	保安検査 基準日	保安検査を 実施すべき 期間	保安検査証の 「保安検査の年 月日」欄	H29.4.1～ H29.12.31に保安 検査を実施した既 存施設の扱い
従前の運用 (平成29年 12月31日ま で)	完成検査実施日の1 年後(注1)	・一般則 基準日の前後 1週間 ・LP則 基準日の前後 2週間	保安検査実施年 月日を記載	
今後の運用 (平成30年 1月1日から)	完成検査実施日の1 年後(注1) ただし、施行日時点 の既存施設は前回の 保安検査実施日の1 年後(注1)	基準日の前後 1か月(注2)	基準日を記載 (ただし、備考欄 に保安検査実施 年月日を記載)	この期間に実施した 保安検査は、保安 検査証に基準日が 記載されていないが、 改正規則の基準日 に保安検査を実施 したと見なす。

(注1) 告示で定める施設は告示で定める期間を経過した日

(注2) 2/15の前後1か月は1/15から3/15まで、2/28の前後1か月は1/31から3/31まで、10/31の前後1か月は9/30から11/30まで

保安検査を実施する日の具体的な事例

(保安検査が1年周期の既存施設の場合)

- 平成29年 2月15日 平成28年度の保安検査実施日
 - 平成30年 2月15日 基準日(前回の保安検査実施日から1年を経過した日)
 - 平成30年 2月14日までに保安検査申請書提出
 - *申請書は実際に保安検査を行う日の1か月前を目途に提出してください。
 - 平成30年1月15日～3月15日(基準日前後1か月)の間に保安検査を実施
 - *LP則適用施設については、原則として基準日前後2週間の間で東京都が指定した日に保安検査を実施してください。
 - この期間に保安検査を実施すれば基準日に保安検査を実施したと見なす
 - *この期間より早く保安検査を実施した場合は、実施日から1年後が次回の基準日になります。
 - 保安検査証の「保安検査の年月日」欄に基準日(平成30年2月15日)を記載、「備考」欄に保安検査実施日を記載
-
- 平成31年2月15日 基準日(前回の見なし保安検査日から1年を経過した日)
 - 平成31年2月14日までに保安検査申請書提出
 - 平成31年1月15日～3月15日の間に保安検査を実施
 - 以下、同様
-